愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付要綱

令和元年８月29日

告示第29号

（目的）

第１条　この告示は、学生等が地域と協働し、地域課題の解決及び産業活性化等にかかる研究に励み、もって地域の活性化に寄与するため、愛媛大学地域協働センター南予を利用し、市内の宿泊施設を利用する者に対して、予算の範囲内で愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、愛媛大学地域協働センター南予センター長（以下「センター長」という。）が愛媛大学地域協働センター南予（以下「センター」という。）での活動を行うことを認め、南予地域での研究及び調査活動、合宿等（以下「活動等」という。）を行う個人及び団体（以下「学生等」という。）をいう。

（交付の要件）

第３条　補助金の交付対象となる活動等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）による届出をした宿泊施設に限る。以下同じ。）を利用していること。

（２）　南予地域での活動等を行い、それに伴う宿泊であること。

（３）　国や県、西予市を含む地方公共団体等の宿泊に係る補助事業による助成を受けていないこと。

（４）　政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とするものではないこと。

（５）　センター長がセンターでの活動等を行うことを認めていること。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、１人１泊当たり3,000円（ただし、宿泊料が１人１泊3,000円を超える場合に限る。）とし、延べ宿泊数により算定する。この場合において、同一の活動等の目的における補助金額の上限は、15万円とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする学生等（以下「申請者」という。）は、愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、宿泊日の10日前（ただし、

宿泊日の10日前が、西予市の休日を定める条例(平成16年4月1日条例第2号)で定める市の休日である場合は、その翌日)までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第６条　市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付決定通知書(様式第２号)により通知するものとする。

(補助事業の変更申請及び承認)

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は次に掲げる各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、速やかに愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付変更承認申請書(様式第３号。以下「変更承認申請書」という。)をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　補助金額の20パーセントを超える増減があるとき。

（２）　活動等の目的の変更、その他重要な変更があるとき。

２　市長は、変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付変更承認通知書(様式第４号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第８条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとするときは、あらかじめ愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金中止(廃止)承認申請書(様式第５号。以下「中止(廃止)承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければいけない。

２　市長は、中止(廃止)承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付中止(廃止)承認通知書(様式第６号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第９条　補助事業者は事業終了後速やかに愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金実績報告書(様式第７号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定通知)

第10条　市長は実績報告書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、愛媛大学地域協働センタ

ー南予利用者宿泊補助金確定通知書(様式第８号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条　補助事業者は、前条に規定する補助金の請求をしようとするときは、愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付請求書(様式第９号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条　市長は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第13条　市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　この告示及び補助金の交付の条件を違反したとき。

（２）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）　前２号に掲げる場合のほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項に規定する交付の決定を取り消した場合は、愛媛大学地域協働センター南予利用者宿泊補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によりその旨を通知するものとする。

(その他)

第14条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和４年西予市告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和４年西予市告示第136号)

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和７年西予市告示第104号)

この告示は、令和７年４月15日から施行する。